

健康危機発生時における県の体制について

県庁または保健所で、健康危機の規模及び危険度に関する状況判断を行い、必要に応じ対策本部を設置するなど、非常時体制を確保します。

県では、概ね次の判断基準により、非常時体制の危機管理レベルを設定しています。

なお、愛媛県地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部に統合されます。

[県庁の非常時体制]

- ・健康危機管理対策調整会議の開催
- ・本庁対策本部の設置(感染症、食中毒、毒劇物、飲料水)
- ・愛媛県健康危機管理対策本部の設置

[保健所の非常時体制]

- ・現地対策本部の設置

○危機管理レベル(概要)

レベル1	体制	保健所の通常の組織体制により情報収集、初動活動を実施
レベル2	体制	保健所に現地対策本部を設置し、保健所全体が連携して対応
	判断基準	判断基準①②(※)の両方の項目に該当する場合
レベル3	体制	本庁対策本部を設置し、健康危機管理所管課を中心に対応
	判断基準	判断基準①②(※)の両方の項目に複数該当する場合 (健康危機管理対策調整会議を開催し、対応を協議・決定する)
レベル4	体制	愛媛県健康危機管理対策本部を設置し、健康危機管理担当課全体が連携して対応する。
	判断基準	判断基準①②の両方の項目に複数該当し、かつ、健康被害の状況が深刻である場合

(※)判断基準

①規模による判断基準

- ・被害者が多数発生している
- ・喫食者、接触者等が多数発生している
- ・原因物質が多量に流通している
- ・その他大規模な健康被害の発生が予測される

②危険度による判断基準

- ・死者、重篤患者が発生している。
- ・短時間のうちに患者数が急増している
- ・被害の伝播が著しいと予測される
- ・テロによる健康被害の疑いがある
- ・その他危険度が高いと予測される